

## 村長職務代理者の設置について

このことについて、病気療養のため、平成24年2月6日（月）から当分の間、地方自治法第152条第1項の規定により、下記のとおり村長職務代理者を置くこととしました。

この間、村長名での各種証明書や通知書などは、村長職務代理者名で発行します。

村民の皆様におかれましては、大変ご心配とご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年 2月 2日

昭和村長 加藤 秀光

記
昭和村長職務代理者 昭和村副村長 武井 昭信